

日本発食品安全管理規格策定推進事業実施要領

制定 平成28年4月1日27食産第5028号
改正 平成29年3月31日28食産第6071号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の1の（8）の日本発食品安全管理規格策定推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の8の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表第1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 日本発の食品安全管理規格、ガイドラインの策定等の推進

国際的に通用するとともに、生食・発酵食品を含めた日本の食文化に適用しやすい、日本発の食品安全管理規格、ガイドライン等の策定等を推進するため、以下の事項を行う。

- （1）国際的に通用する規格、ガイドライン等の案の作成

現場の意見を聞きながら、新たな規格、ガイドライン等の企画、検討を行い、食品関係事業者・団体のコンセンサスを形成、文書案（英語版を含む）を作成するとともに、必要となる科学的根拠を収集、作成する。

(補助対象経費)

- ①検討委員会等開催費（委員謝金・旅費、現地調査費、資料印刷費等）
- ②科学的根拠の収集・分析費（調査費、検査・検証費、資料印刷費等）
- ③食品安全管理規格、ガイドライン等の案の作成費
- ④翻訳費等

2 国際標準化の推進

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライン等が国際的に通用するものとなるよう、以下の事項を行う。

(1) 諸外国等の国際規格に係る情報の収集・調査

国際的な規格・標準に関する情勢、情報の収集・調査を行う。

(補助対象経費)

情報の収集・分析費（現地調査費、通訳費、翻訳費、文献購入費、資料印刷費）等

(2) 国際機関や諸外国の関係機関、食品関係事業者等との連携・調整

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライン等が国際的に認められ、活用されていくための検討、国際機関との交渉や標準化への参画、他国（ASEAN諸国等）の関係機関、事業者等との連携・協力を行う。

(補助対象経費)

- ①国際戦略検討委員会開催費（委員謝金・旅費、資料印刷費等）
- ②現地調査費、通訳費、翻訳費等

(3) 国内外の食品関係事業者等が利用しやすいコンテンツ作り及び情報発信

(2)を進めていくための基本となる、日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライン、その他の日本の食品安全管理に関する情報発信を行う。

(補助対象経費)

- ①情報発信戦略検討委員会開催費（委員謝金・旅費、資料印刷費等）
- ②システム構築費（サーバー設置費、コンテンツ作成費等）
- ③翻訳費等

3 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等に係る研修、普及

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライン等の信頼性を向上させるとともに、これらが国内外で広く認知され、活用等されるよう、以下の事項を行う。

(1) 認証の効果的な実施のための力量向上の仕組みの検討、構築

審査員等の力量向上のための仕組みの検討、構築を行う。

(補助対象経費)

検討委員会、専門部会開催費（委員謝金・旅費、現地調査費、文書作成費、資料印刷費）等

(2) 説明会・研修会等の実施

策定された日本発の食品安全管理規格・認証スキーム、ガイドライン等を普及するための説明会、研修の企画・実施を行う。

(補助対象経費)

- ①研修検討委員会開催費（委員謝金・旅費、現地調査費、資料印刷費）等
- ②説明会・研修会等開催費（講師謝金、講師旅費（海外講師の招聘を含む。）、会場借料、資料印刷費等）

(3) モデル認証事業の実施

日本発の食品安全管理規格・認証等の効果的な普及のため、モデル認証事業を実施する。
(補助対象経費)

認証等取得支援費（審査員手当、審査員旅費、報告書作成費、資料印刷費、取りまとめ経費等）

(4) シンポジウムの開催

(3) のモデル認証事業で認証を取得した事例の紹介等を行うシンポジウムを開催することによる対外的な発信を行う。

(補助対象経費)

シンポジウム開催費（委員謝金・旅費、会場借料、資料印刷費）等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成32年度までとする。

第5 採択基準等

1 採択基準

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証スキームの運営を担う団体を支援し、事業成果を本団体に集約するものであること。
- (5) 事業実施主体は、食品衛生、HACCP、マネジメント体制、国際標準又は認証に係る専門的な知見を有するとともに、第3の1の事業を実施する場合には、食品安全管理規格、ガイドライン等の案を作成する能力を有し、英語等外国語による文書の作成等に一定の能力を有する又は必要に応じて適正な事業者へ委託できること。

2 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事業実施計画の作成に当たり、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を設定するとともに、数値目標の達成に向けた具体的な計画及び数値目標の達成度を把握するためのフォローアップに関する実施計画を作成すること。
- (2) 第5の1(4)の「食品関係事業者・団体等との利害関係の調整を行う体制が整備されている、食料産業における食品安全管理に関する標準化や認証スキームの運営を担う団体」と十分に連携すること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の1の(8)の日本発食品安全管理規格策定推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

委託して行わせる範囲は事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、第3の1のうち、科学的根拠の収集・分析を実施する場合には、その事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業実施要領（平成28年1月20日付け27食産第4703号農林水産省食料産業局長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 2の規定に依る廃止前の旧要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1(第2関係)

日本発食品安全管理規格策定推進事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- (3) その他参考資料

別記様式2(第5、第6、第7関係)

番 号
年 月 日

(事業承認者) 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度日本発食品安全管理規格策定推進事業実施計画の承認(変更、中止、廃止の承認)の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱(平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、廃止の承認)を申請する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止(廃止)の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度日本発食品安全管理規格策定推進事業の実施結果の報告について」とし、別添「第1総括表」及び「第2個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに 要する経費	
合	計					

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付要綱別表1の日本発食品安全管理規格策定推進事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

日本発食品安全管理規格策定推進事業

1 日本発の食品安全管理規格、ガイドラインの策定等の推進

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 事業の目的を達成するための数値目標

(2) 事業の内容

- ① 国際的に通用する規格、ガイドライン等の案の作成

--

(注) どの分野の規格、ガイドライン等の案を作成する予定か明記すること。

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

--

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。

2 国際標準化の推進

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的
- ② 事業の目的を達成するための数値目標

(2) 事業の内容

- ① 諸外国等の国際規格に係る情報の収集・調査

--

- ② 国際機関や諸外国の関係機関、食品関係事業者等との連携・調整

--

- ③ 国内外の食品関係事業者等が利用しやすいコンテンツ作り及び情報発信

--

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

--

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。

3 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等に係る研修、普及

(1) 事業の目的及び数値目標

- ① 事業の目的

② 事業の目的を達成するための数値目標

(2) 事業の内容

① 認証の効果的な実施のための力量向上の仕組みの検討、構築

--

② 説明会・研修会等の実施

--

③ モデル認証事業の実施

--

④ シンポジウムの開催

--

(3) 数値目標の達成に向けた計画及びフォローアップ

--

(注) 事業内容ごとに具体的な計画を記載すること。